## 病院勤務医等の負担軽減及び処遇の改善に関する取組事項

当院は、医師及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善のため、以下の項目について 取り組みを行っております。

## I. 勤務医の負担軽減及び処遇の改善について

- 1. 医師の勤務時間短縮に向けた取り組み
  - (1) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
  - (2) 前日の就業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保 (勤務間のインターバル)
  - (3) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
  - (4) 当直翌日の業務内容に対する配慮
  - (5) 交代勤務制・複数主治医制の実施
  - (6) 短時間正規雇用医師の活用 (育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定措置)

## 2. 多職種との業務分担

- (1) 初診時の予診の実施
- (2) 静脈採血等の実施
- (3) 入院や検査手順の説明の実施
- (4) 服薬指導

## Ⅱ. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善について

- (1) 業務内容の見直しによる業務量の調整
- (2) 看護補助者の確保及び育成
- (3) 看護職員と多職種との連携及び業務分担
- (4) 多様な勤務形態の導入
- (5) 妊娠及び育児中、介護中の看護職員に対する配慮
- (6) 夜勤の負担軽減(月の夜勤回数の上限設定・看護補助者の夜間配置)